

医療連携体制加算及び看取り介護加算に係る届出書

事業所名			
異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	1 医療連携体制加算 (Ⅰ) 3 医療連携体制加算 (Ⅲ)	2 医療連携体制加算 (Ⅱ) 4 看取り介護加算	

医療連携体制加算に関する届出内容

事業所の職員として看護師を確保している場合

(Ⅰ) を算定する場合	看護師	人
(Ⅱ) を算定する場合	看護職員 (看護師・准看護師)	人 (常勤換算)
(Ⅲ) を算定する場合	看護師	人 (常勤換算)

※当該職員の資格証の写しを添付してください。

※加算の算定開始月の勤務体制一覧表 (勤務表) を添付してください。

病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携により看護師を確保している場合

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

※病院、診療所または訪問看護ステーションとの契約書等の写しを添付してください。

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	有・無
③ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	有・無
④ 算定月が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が一人以上である。 (1) 喀痰吸引を実施している状態 (2) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 (3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (4) 中心静脈注射を実施している状態 (5) 人工腎臓を実施している状態 (6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (7) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態 (9) 気管切開が行われている状態 ※ (Ⅱ) 又は (Ⅲ) を算定する場合に記入してください。	有・無

看取り介護加算の算定要件

○別に厚生労働大臣が定める施設基準

※看取りに関する指針を定めている。

※医師、看護師 (事業所の職員又は事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の人による協議の上、当該事業所における看取りの実績を踏まえ、適宜看取りに関する指針の見直しを行なうこと。

※看取りに関する職員研修を行なっていること。

○別に厚生労働大臣が定める利用者についての利用者基準。

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

※医師、看護師（事業所の職員又は事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員等が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者。

※看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行なわれる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者。

○死亡日以前30日以下とする。

○医療連携体制加算を算定していること。